

# 第1回 宇都宮市民遺産会議

## 次 第

日 時:令和2年12月7日(月)

午後3時00分～午後5時00分

場 所:宇都宮市役所14階 14B 会議室

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会長・副会長選出

### 4 会議の公開・非公開の決定

### 5 報告事項

(1)宇都宮市民遺産制度(みや遺産)の概要について……………【資料1】

### 6 協議事項

(1)宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2】

### 7 その他

### 8 閉 会

宇都宮市民遺産会議 名簿

氏 名	所 属	備 考
高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	学識経験者
三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
大澤 慶子	文星芸術大学 准教授	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
大嶽 浩良	栃木県歴史文化研究会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 歴史資料
岡田 義治	栃木県建築士会 名誉会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 建造物
小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
橋本 澄朗	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 考古資料・史跡
林 光武	栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 天然記念物
小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 理事	歴史文化関係団体
安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
野沢 恭久	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
樺沢 修	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部長	報道機関

【事務局】

宇都宮市教育委員会事務局

小堀茂雄教育長, 青木容子教育次長

文化課

山口達雄課長, 今平利幸文化財活用推進担当主幹, 高橋善行課長補佐

文化財保護G 前原義之係長, 清地良太総括, 近藤真指導主事, 高栖良子主任主事

## 宇都宮市民遺産制度の概要について

## 1 宇都宮市民遺産制度について

## (1) 経過

- 平成29年度 『歴史文化基本構想』策定  
市民遺産制度の創設を位置付け
- 平成30年度～ 制度検討開始
- 令和元年度 制度創設
- 令和2年度 運用開始（募集・審査・認定）
- 4月～ 地域まちづくり推進協議会制度説明
- 5月～ 宇都宮市自治会連合会制度説明
- 7月 宇都宮市民遺産認定事業実施要綱 制定
- 7月～ 令和2年度募集開始（※今後は毎年度募集）  
広報紙・ホームページへ募集記事を掲載
- 9月末 応募締切 応募件数10件

## (2) 目的（宇都宮市民遺産認定事業実施要綱（以下、「要綱」）第2条）

本制度は、市民や地域に愛され、親しまれ継承されてきた歴史文化資源を宇都宮市民遺産として認定し、地域の宝として顕彰することで、後世への継承を期待するとともに、その継承活動を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

## (3) 対象（要綱3条）

本制度の認定の対象となる歴史文化資源は、宇都宮市内に所在するもので、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める歴史文化資源とする。

## ①有形文化遺産

建造物、旧跡、天然記念物など、その歴史的背景が貴重であり、地域又は本市を象徴する有形の歴史文化資源

## ②無形文化遺産

古くから伝えられてきた芸能、風俗慣習などの生活文化や、地域又は本市を象徴する無形の歴史文化資源

## (4) 市民遺産の類型（要綱4条）

市民遺産の類型は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める型とする。

## ①資源型

歴史文化資源のみを認定するもの

## ②総合型

歴史文化資源及びその歴史文化資源を保存活用する活動を認定するもの

## (5) 認定（要綱7条）

教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、市民遺産として認定するものとする。

教育委員会は、市民遺産の認定に当たり、宇都宮市民遺産会議の意見を聴かなければならない。

## 2 宇都宮市民遺産会議の位置づけ

### (1) 設置根拠

- ・ 要綱第 11 条

### (2) 会議の役割・性格（要綱 12 条）

「宇都宮市民遺産認定事業」の運用に際し、市民遺産の認定及び認定の取消しに関し意見を述べる懇談会

### (3) 組織等（要綱 13 条）

- ・ 市民遺産会議は、委員 1 2 人以内で組織
- ・ 次に掲げる者のうちから教育長が委嘱
  - 学識経験を有する者（文化財保護審議委員会委員も含む）
  - 歴史文化保存継承支援団体の推薦を受けた者
  - まちづくり支援団体の推薦を受けた者
  - 報道機関の推薦を受けた者

## 3 認定団体の支援等について【別紙 1】

令和 2 年度に認定された「宇都宮市民遺産」については、令和 3 年度から補助金交付事業により認定団体の活動等を支援するほか、市が魅力発信と活動継続への支援を行う。

# 令和2年度 宇都宮市民遺産（みや遺産） （宇都宮市民遺産認定事業） 募集案内

## 【応募書類の提出期限】

令和2年9月30日（水）

※応募を予定される場合は、書類提出前にご連絡ください。

## 【応募書類の提出及び相談窓口】

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局 文化課 文化財保護グループ

Tel : 028-632-2764 Email : u4607@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 1 宇都宮市民遺産制度の理念・目的

本制度は、市民や地域に愛され・親しまれてきた歴史文化資源を、地域ぐるみで継承していくために令和元年度に創設した制度です。

地域や市民に愛され・親しまれてきた歴史文化遺産を「宇都宮市民遺産」として認定し、「地域の宝」として顕彰するとともに、保存継承する活動等を支援します。



## 2 宇都宮市民遺産の制度概要

### 【対象のイメージ】



### (1) 宇都宮市民遺産の対象

下記に該当する地域の歴史文化資源が対象となります。

(※文化財の指定・未指定は問いません)

#### ①有形文化遺産

建造物、旧跡、天然記念物などその歴史的背景が貴重であり、地域の特色として認められている「有形」の地域資源

#### ②無形文化遺産

古くから伝えられてきた芸能や風俗慣習などの生活文化や、地域又は本市を象徴する「無形」の地域資源

### (2) 認定の種類・基準・期間

#### ①認定の種類

宇都宮市民遺産には、歴史文化資源のみを認定する「資源型」と、歴史文化資源と保存活用する活動をセットで認定する「総合型」の2種類があり、認定要件や支援内容等が異なります。

#### ②認定基準

「資源型」はアを、「総合型」はア・イを満たすものとします。

#### ア 歴史文化資源そのものの基準

- ・市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること
- ・本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・現物、本物であること。(時代考証のもと復元・修復されたものも含む)

#### イ 保存活用する活動の基準

- ・歴史文化資源を核とした活動であり、地域コミュニティの活性化や歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること (伝統行事・清掃活動・維持管理活動・学習会等)

#### ③認定期間 (下表のとおり)

	資 源 型	総 合 型
対 象	歴史文化資源	歴史文化資源 + 保存活用する活動
認定期間	・期間なし	・認定から10年 (毎年活動) ※毎年、活動報告の提出をいただきます。

### (3) 応募資格

- ・保存活用の主体となる団体等 (単位自治会も含む)

### (4) 認定

・宇都宮市民遺産は、認定基準をもとに宇都宮市教育委員会が認定します。なお、認定の審査に当たっては「宇都宮市民遺産会議」(※)に意見聴取を行います。

※「宇都宮市民遺産会議」は、学識経験者や文化財関係団体等から意見を聴取するために設置する懇談会

### 3 応募方法・書類の作成方法

#### (1) 事前相談【重要】

応募予定のある団体等は、応募書類の提出前に、教育委員会事務局文化課までご相談ください。

#### (2) 応募方法

事前相談後、必要書類（申請書・推薦書・同意書・関係図面等）を文化課にご持参ください。

#### (3) 応募期間

令和2年7月1日（水曜日）～ 令和2年9月30日（水曜日）

#### (4) 応募書類の作成方法等

申請書等の様式は、文化課、各地区市民センター、各市民活動センター窓口を設置

【注意】各地区市民センター、各市民活動センター窓口への設置は7月からとなります。

##### ①申請書（第1号様式）

・記載例を参考にご記入ください。

##### 【添付資料】

団体の会則又は規約、位置図、現況を示す写真

概要・沿革又は由来に関する書類（コピーも可）



##### ②推薦書（第2号様式）

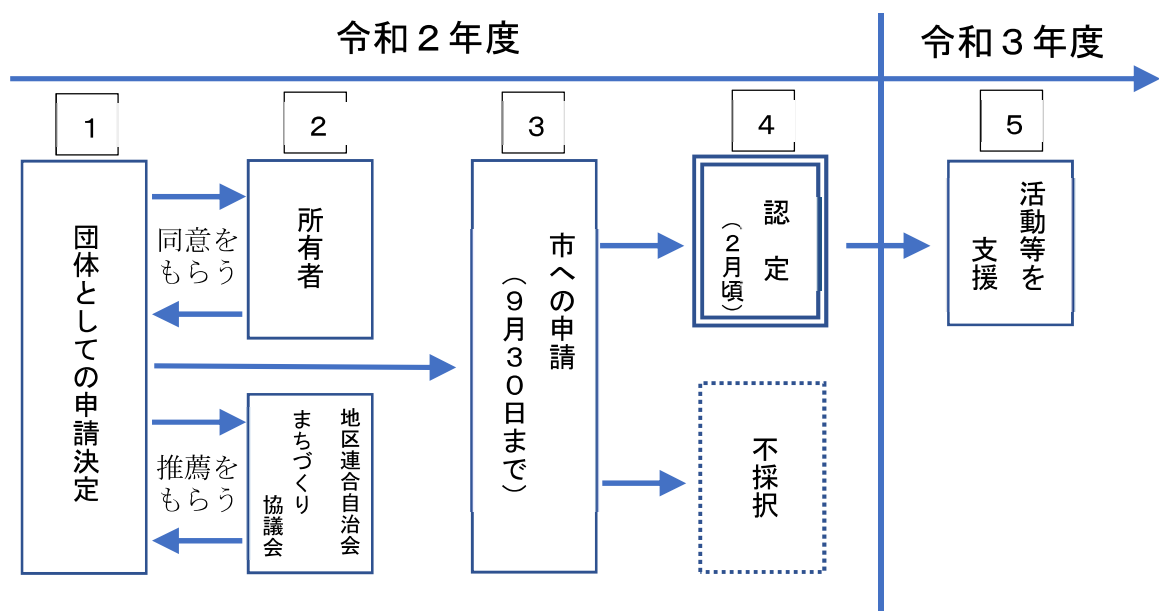
・各地域まちづくり協議会又は地区連合自治会に連絡の上、推薦についてご相談ください。

・連絡先等がわからない場合は、教育委員会事務局文化課までお問い合わせください。

##### ③同意書（第3号様式）

・歴史文化資源のすべての所有者から同意を得た上で申請してください。

・申請者と所有者が同一の場合も提出ください。



令和2年度の申請等の流れ

## 4 支援の内容について

令和2年度に認定された「宇都宮市民遺産」については、令和3年度から補助金交付事業により認定団体の活動等を支援するほか、市が魅力発信と活動継続への支援を行います。

### (1) 認定団体への補助金交付

- ・宇都宮市民遺産に認定された場合は、要綱に基づき「活動費補助金」「管理費補助金」「修理費補助金」の交付を受けることが可能となります。

※ただし、指定文化財に係る各種補助金と重複して申請することはできません。

※補助金の交付に当たっては、別途補助金申請の手続きがあります。

	資源型		総合型	
解説看板設置	対象	解説看板設置 (1資源1基)	対象	解説看板設置 (1資源1基)
	内容	補助率：定額 上限：市の予算の範囲内 (1基上限 15万円程度)	内容	補助率：定額 上限：市の予算の範囲内 (1基上限 15万円程度)
活動費補助金			対象	活動に係る経費(※1)
			内容	補助率：50%以内 上限：市の予算の範囲内 (1団体上限 5万円程度)
管理費補助金			対象	収蔵庫(新築・移築)
			内容	補助率：40%以内 上限：新築400万円 移築200万円
修理費補助金	対象	修理に係る経費(※2)(※3)	対象	修理に係る経費(※2)
	内容	補助率：40%以内 上限：300万円	内容	補助率：40%以内 上限：300万円

※1 消耗品・燃料費・お茶代・広報用チラシ・パンフレット等製作費等

※2 原則として、所有者が認定団体の構成員であることが交付の前提となります。

※3 その後の保存継承に支障があると認められ、修理後に公開等の活動を行う場合

### (2) 市が主体となって行う支援事業

認定された歴史的資源の魅力発信や、保存活用活動に対する支援を行います。

- ・「歴史文化資源」や「活動」に関する情報発信
- ・団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援

#### 【事前相談・お問合せ・応募先】

宇都宮市教育委員会事務局 文化課 文化財保護グループ

(〒320-8540 宇都宮市 旭1-1-5)

電話：028-632-2764



## 認定基準に基づく具体的な評価の視点

## 【評価の視点】

基準	評価の視点	評価内容	総 合 型	資 源 型
<b>① 歴史文化資源の価値</b>				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や 地域の風土に根ざ し、世代を超えて受 け継がれているもの であること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を超えた継承	・世代を超えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 <small>(1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)</small>	◎	◎
現物、本物であるこ と	・現物、本物である こと	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
<b>② 地域の愛着・親しみ</b> （市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・想い ・個人の想いではなく、地域の人々の想いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に 保存継承してきたも のであること。	・市民や地域による 継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	・地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	・管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
<b>③ 活動の内容</b>				
【要綱第5条】 地域コミュニティの 活性化や継承者の育 成に資する活動を伴 うものであること	・歴史文化資源を核 とした活動である こと	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティ の活性化に資する 活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するも のとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承す る人材育成に資す る活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資する ものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、—は対象外  
○は必須ではないが備えることが望ましい項目

## 宇都宮市民遺産制度（みや遺産）の認定について

## 1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

## (1) 認定基準（要綱第5条）

- 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
  - 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
  - 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする

## (2) 評価の視点について【別紙2】

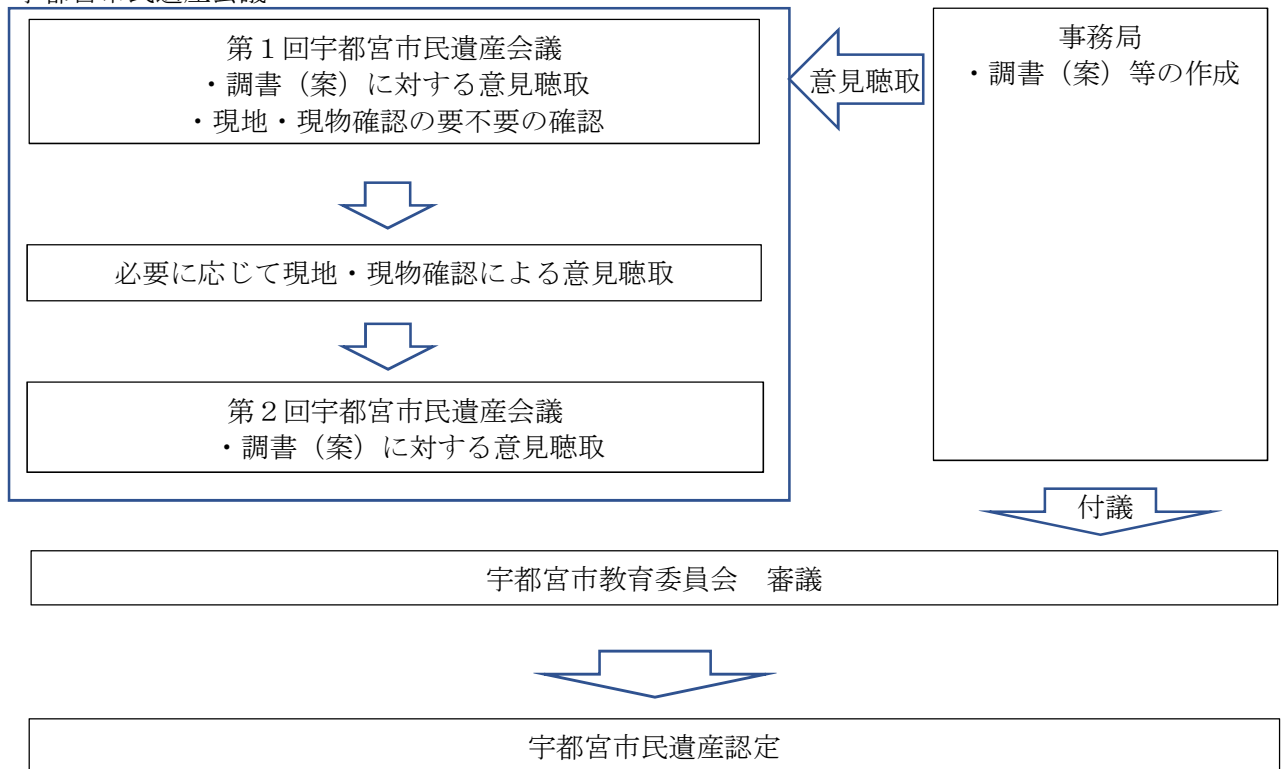
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第19条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

## 2 審査及び意見聴取の進め方について

## (1) 進め方について

認定における意見聴取については、会議を2回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

## 宇都宮市民遺産会議



### 3 令和2年度認定審査案件の評価（案）について

→「【別紙3】令和2年度 宇都宮市民遺産制度認定審査一覧表」及び「令和2年度宇都宮市民遺産 調書」のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和3年1月 第2回宇都宮市民遺産会議

2月 宇都宮市民遺産制度認定（教育委員会で認定）

4月 補助事業等を開始

## 令和 2 年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧

No.	タイプ	名 称	概 要	申請者	推薦者	資料番号
1	総合型	旧塙田村からの伝統的行事 「おかりや」	塙田須賀神社天王祭の期間中に神輿の安息処を設け、6日5晩守り続ける伝統行事。江戸末期から。	塙田睦会 会長 鷺谷賢次	昭和地域まちづくり推進協議会 会長 福田 勝美 東地域まちづくり推進協議会 会長 小島 弘義	①
2	総合型	徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り	智賀都神社の例大祭に合わせて3年に1度行われる付け祭り。彫刻屋台が巡行。屋台は市指定文化財。	徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り実行委員会 会長 入江 胖	富屋地区まちづくり連絡協議会 会長 舘野 常利	②
3	総合型	徳次郎智賀都神社冬渡祭行事	毎年12月14日に行われる神輿渡御行事。六町会を一周(約8キロ)する。	徳次郎智賀都神社冬渡祭行事保存会 会長 入江 胖	富屋地区まちづくり連絡協議会 会長 舘野 常利	③
4	総合型	旧仮本陣芦谷家建物・高麗門	雀宮宿の仮本陣。文久2(1862)年の建物。芦谷家は江戸時代の名主と問屋をつとめた。市認定建造物。	特定非営利活動法人 雀宮まちづくりプロジェクト 理事 稲葉 豊	雀宮地区まちづくり推進協議会 稲葉 豊	④
5	総合型	大塚古墳・大ジノ古墳	戸祭大塚古墳は、古墳時代後期の大型円墳であり、隣接する大ジノ古墳群は6世後期～7世紀前期に築造された古墳群(9基) 大塚古墳は県指定文化財	細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 細谷・上戸祭地域遺産保存活用等推進地区特別委員会 委員長 田代 勝康	細谷・上戸祭地区自治会連合会 会長 三坂 茂晴	⑤
6	総合型	新石町火炎太鼓山車 南新町桃太郎山車	二荒山神社菊水祭で巡行した山車 弘化2(1845)年の製作とみられる。 明治41(1908)年に製作された。	宮のにぎわい山車復活プロジェクト 会長 塚田 典功	西原地区連合自治会 会長 福田 光作	⑥
7	総合型	白沢宿のまちなみ	奥州街道の第1宿の宿場町としてまちなみ	奥州街道白澤宿の会 会長 清水 修	河内地区まちづくり協議会 会長 永井 寛	⑦
8	総合型	田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事	田野町の八坂神社天王祭において行われている花屋台巡行行事と、田野町で継承されている10種類の民間信仰を群として申請するもの。	田野伝統年中行事保存会 会長 菊地 重栄	城山地区コミュニティ協議会 菊地 重栄	⑧
9	資源型	エソジマモチ(江曾島糯)	県内で栽培された陸稲。宇都宮市で明治時代に誕生したオリジナル農作物品種。	エソジマモチ保存会 会長 坂本 喜市	陽南地区まちづくり推進協議会 会長 津川 敏夫	⑨
10	資源型	上横倉の獅子舞	富屋地区上横倉町に伝わる関白流獅子舞。 市指定文化財。	上横倉町獅子舞保存会 会長 池田 広行	富屋地区まちづくり連絡協議会 会長 舘野 常利	⑩